## ○住居手当に関する規則

平成7年11月1日 規則第17号

改正 平成11年3月5日 規則第4号 平成15年12月1日 規則第4号 平成17年12月22日 規則第6号 平成24年12月20日 規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(平成7年但馬広域行政事務組合条例第16号。以下「条例」という。)第16条の規定による住居手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用除外職員)

- 第2条 条例第16条第1項第1号の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。
  - (1) 次に掲げる法人から貸与された職員宿舎に居住している職員
    - ア地方公共団体
    - イ 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫
    - ウ 国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人
    - エ その他管理者が定める法人
  - (2) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母又は配偶者の父母で職員の扶養親族たる者(条例第13条に規定する扶養親族で条例第14条の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。)以外の者が所有し、又は借り受け居住している住宅及び職員の扶養親族たる者が所有する住宅又は職員が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅並びに管理者がこれに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員
- 第3条から第4条まで 削除

(配偶者が居住するための住宅から除く住宅等)

第5条 条例第16条第1項に規定する配偶者が居住するための住宅については、第2条第1号に規定する住宅は 除くものとする。

(均衡職員の範囲)

第5条の2 条例第16条第1項第2号に規定する均衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものと は、単身赴任手当に関する規則(平成7年但馬広域行政事務組合規則第19号)第5条第2号に該当する職員で、 同条第2号に規定する満18歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、 同号に規定する異動の直前の住宅であった住宅又はこれに準ずるものとして管理者の定める住宅を借り受け、 月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。

(届出)

- 第6条 新たに条例第16条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は当該要件を具備していることを証明 する書類を添付して住居届(様式第1号)により、その居住の実情等を速やかに任命権者に届け出なければな らない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても同様とする。
- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提 出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第7条 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があったときはその届出にかかる事実を確認し、そ

- の者が条例第16条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。
- 2 任命権者は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定にかかる 事項を住居手当認定簿(様式第2号)に記載するものとする。

(家賃の算定基準)

第8条 第6条第1項の規定による届出にかかる職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の 額が明確でないときは、任命権者は、管理者の定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算出するものとす る。

(支給の始期及び終期)

- 第9条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第16条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第6条第1項の規定による届出がこれにかかる事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行なうものとする。
- 2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の 翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定 は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第10条 任命権者は、現に住居手当の支給を受けている職員が条例第16条第1項たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

(委任)

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則

この規則は、平成7年11月1日から施行する。

附 則(平成11年3月5日規則第4号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成15年12月1日規則第4号)

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

附 則(平成17年12月22日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年12月20日規則第2号)

(施行期日)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

																					(		年		月	日提	出)
	管:	理者					所属								所属				主な届 □新 □転	規 居			□住宅□支給			系の変	
						様	職名				<b>毛</b> 名					,		ED	□家賃	の更新	を含 改定 発生	む) ! (		その	)他		)
	1	住居	手当l	こ関	する	規則第	第6条	の規定	に基づき	、居	住の実	情、自	主宅の	所7	有関係	等を				ala stere tut	_					\-\ \-\	
		 契	約	:	—— 年	 月	日			年			日		契	約		約書 明	等証明 間	書類等	÷	年			•	通添 から	付)
借	第	住	宅	$\mathcal{O}$	· 所	在	地									住	宅への		居 FI			年年		•	<u> </u>	まで	
<b>1</b>	Τ.	住	宅		<u>ル</u>	種	類	□借家	₹ □1	昔間	口ま	ミかなし	ハ付コ	下宿		1-1-			契約面	積				J	Н		m²
· 供	六条	住	宅	の	所	有	者					(	続柄	j )	住	所				·							
間	— MJ	住	宅		の	貸	主					(	続柄	i )	住	所											
給与条		住	包の	名:	義上	· の f	告 主	□本力	、 口扶	養親游	Ę	氏名 (		)	共	同名	義人が		いない	氏: [	名			続	柄( (		) )
例	V	家			賃		等	月 (	額 年	月	円 日から)	•		左記家賃等には □電気・ガス又は水道の料金が含まれている。(光熱費込みの下宿代) □食費等が含まれている。(まかない付き下宿代)													
		借家	· 借f	間	上	記の	とおり	[	確認する 確認し、		第8条	に規定	ごする	家賃	賃の額	に相談	当する額	頁は、	<b>.</b>	Ī	円では	あるこ	ことを算	草定	する。		

年 月 日				
職名				
氏 名	(FI)			
備考	_			
(「記入上の注意」は裏にあるので参照のこと。)				

## 記入上の注意事項

- 1 「主な届出の理由」欄には、住居届の主な理由の一についてレ印を付するものとする。
- 2 「家賃等」欄には、権利金・敷金・食費・電気代・ガス代・水道代・共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これらに類するものにかかる借料 又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分にかかる家賃等は含まないものを記入する。ただし、居住に関する支払額に電気・ガス代若し くは水道の料金が含まれている場合(例:光熱費込みの下宿代)又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合(例:まかない付下宿代)で家 賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費・食費等を含めた額(光熱費込みの下宿代又はまかない付下宿代)を記入して差し支えない。なお、この場合には該当するものに**レ**印を付するものとする。

## 住居 手 当 認 定 簿

所 属							氏 名	
届 出 の 事 目 発生年月日 (改定年月日)	提出       内年月日容	受 理 年月日	該 当	条 文	決定家賃等 借家 借間 借間	支給始期等	住居手当の 月額	給与条例第16条及び同条に基づく 住居手当に関する規則の規定に従 い左記のとおり決定(改定)する。
年 月 日 [ まで ]	年 月 日		給与条例第16条 給与条例第16条		Н	年 カら 月分[ まで ]	PI	年 月 日 職名 氏名
年 から 月 日[ まで]	年 月 日		給与条例第16条 給与条例第16条		Н	年 から 月分[ まで ]	円	年 月 日 職名 氏名
年 から 月 日[まで]	月 日		給与条例第16条 給与条例第16条		Н	年 から 月分[ まで ]	PI	年 月 日 職名 氏名
年 から 月 日[まで]	月 日		給与条例第16条 給与条例第16条		円	年 から 月分[ まで ]	円	年月日       職名       氏名
年 から 月 日[まで]	月 日		給与条例第16条 給与条例第16条		円	年 から 月分[ まで ]	円	年 月 日 職名 氏名
年 から 月 日[ まで]	月 日		給与条例第16条 給与条例第16条		円	年 から 月分[ まで ]	円	年 月 日 職名 氏名
備考								